積算労務単価報告書等に係る事務処理フロー図

	支出負担行為担当者	請　負　人	備　　考
契約時	報告書等提出依頼 （別紙）※注１ ・別記第１号様式	提出依頼 → 受　　理	注１　報告書等の提出依頼については、本通知文の「別紙」に別記第１号様式を添付して行うこと。
着手時	受　　理	契約締結後　速やかに提出 ← 報告書の作成 ※注２	注２　請負人は、「別記第１号様式」に受注した工事の入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価を記載し、支出負担行為担当者に提出する。
	内容の確認 ※注３		注３　内容確認の結果、記載された労務単価が、「公共工事設計労務単価」を10%以上下回っている場合は、原則、建設工事下請状況等調査及び安全パトロールの対象とする。
	【労務単価が一定以上下回っている場合】 原則、「建設工事下請状況等調査」及び「安全パトロール」の対象とする		